

オンライン資格確認 病院における受付の動線事例

【医療機関・薬局の皆さまへ】

令和4年7月
厚生労働省保険局

オンライン資格確認の
導入にご協力ください！

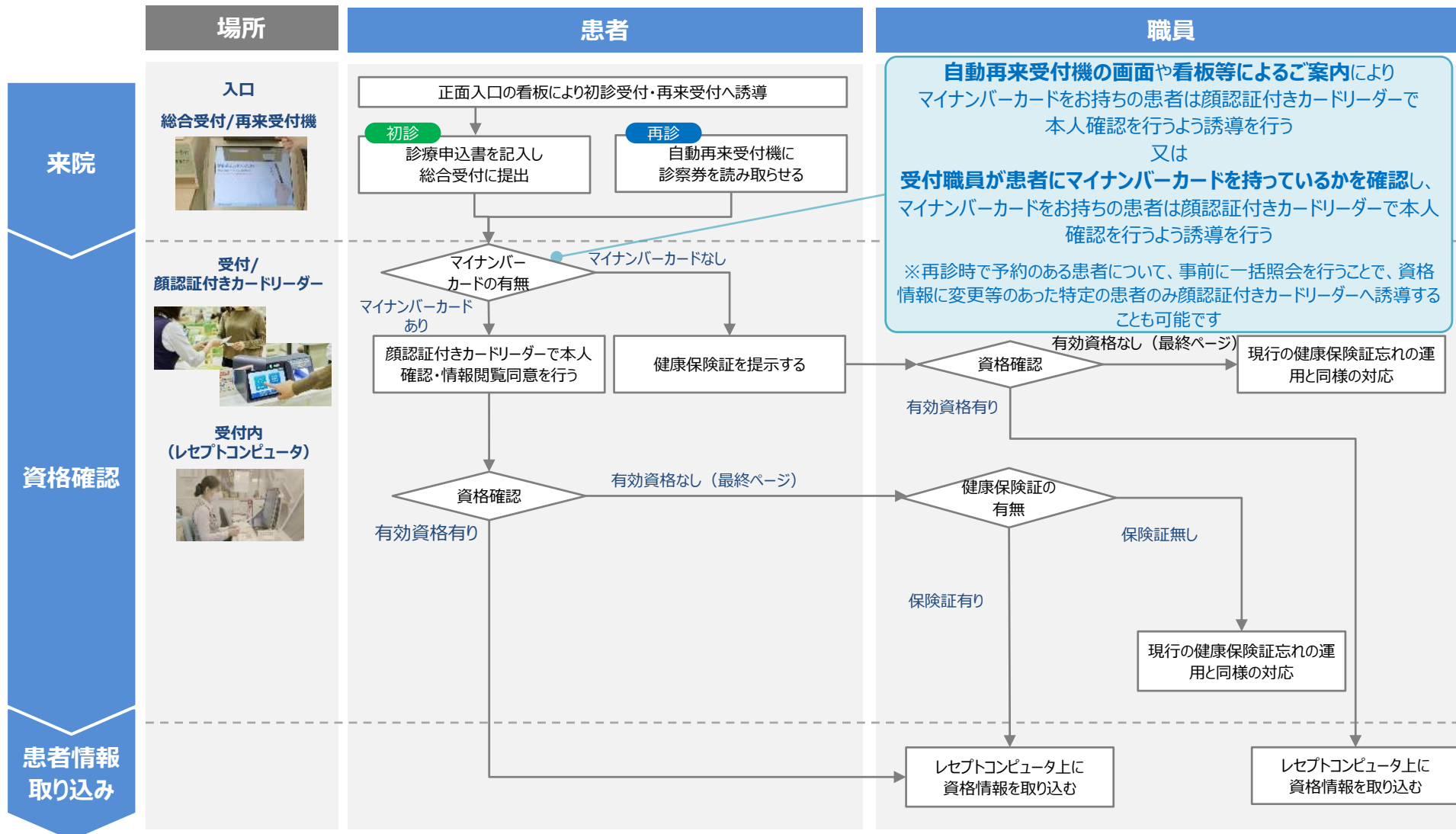


シカク君

オンライン資格確認 病院における受付の動線事例

オンライン資格確認を利用した受付の流れ（概要）

- オンライン資格確認における病院での受付の流れの例を紹介します。職員からの案内または再来受付機・看板等での案内により、マイナンバーカードをお持ちの患者は顔認証付きカードリーダーへ誘導し、資格確認を行います。マイナンバーカードをお持ちでない患者については、健康保険証を用いて資格確認を行います。

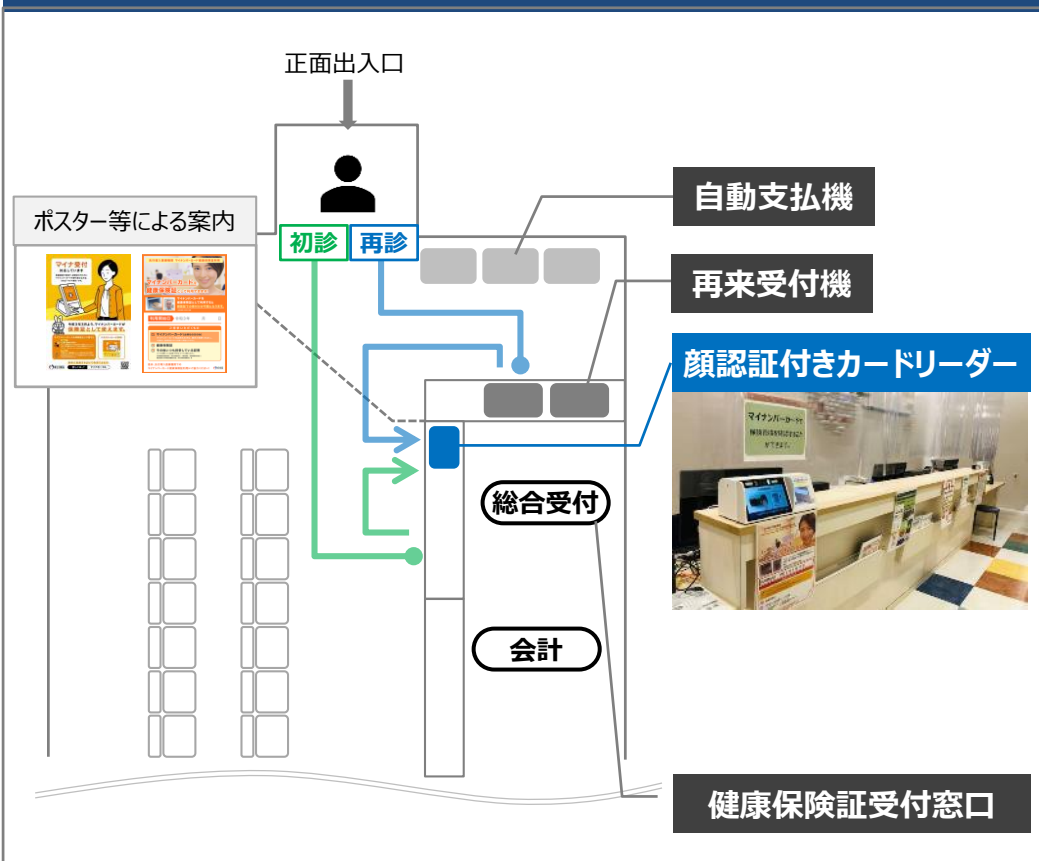


オンライン資格確認 病院における受付の動線事例 各機器の設置場所イメージ

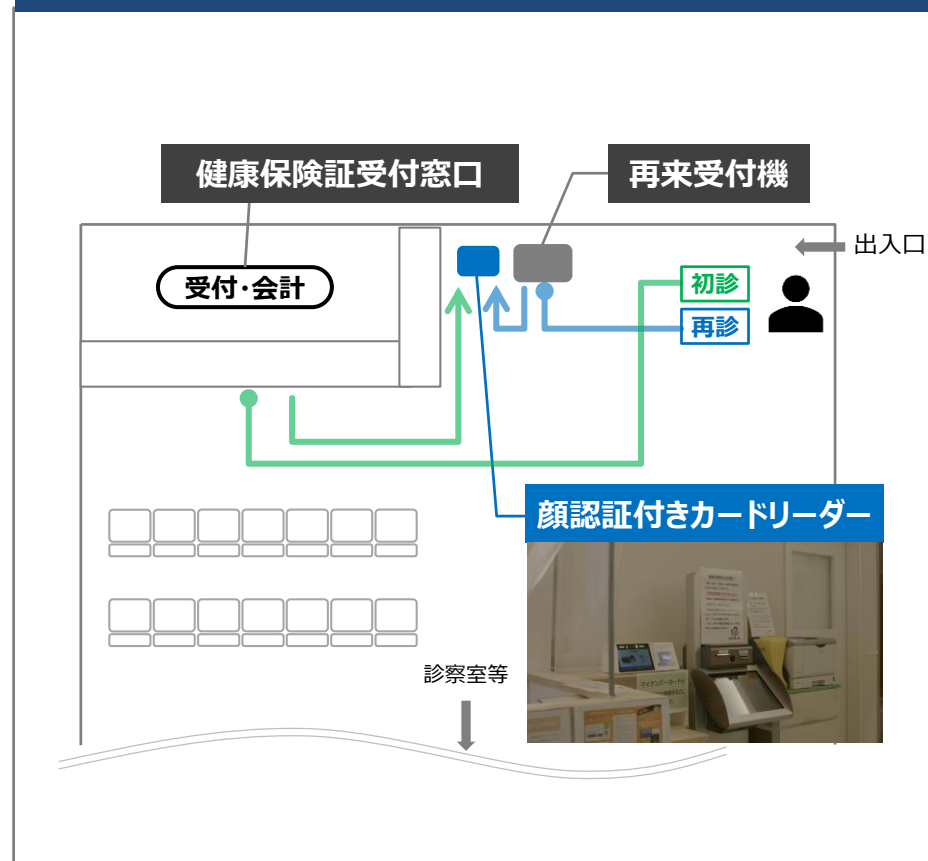
- 患者動線設計の際の参考として、受付窓口における顔認証付きカードリーダーの設置場所等のイメージを紹介します。
※あくまで一例となりますので、自施設の設備や受付環境に合わせて設置場所を検討ください

← 初診患者の順路
← 再診患者の順路

受付における設置場所例 1 (総合受付)



受付における設置場所例 2 (診療科個別受付)



オンライン資格確認 病院における受付の動線事例 初診（マイナンバーカードを用いた受付の場合）

初診（新規患者）の場合

※記載している受付の流れはあくまで参考例です。ご利用のシステム・受付の流れに沿って自施設での運用をご検討ください。

入口のサインや看板等により
新患受付窓口へ患者を誘導



1 診療申込書等の受取

- 新患受付窓口にて、患者より診療申込書等を受け取り、顔認証付きカードリーダーの設置場所へ誘導する



2 顔認証付きカードリーダーで本人確認

- 患者が顔認証付きカードリーダーで本人確認を行う
※特定健診情報・薬剤情報・限度額適用認定証等情報提供に係る同意確認も実施



3 当該患者を選択

- レセプトコンピュータ上で顔認証付きカードリーダーでの資格確認結果から該当患者を選択



4 患者情報の登録

- 取得した資格情報を診療申込書等とあわせて確認し、患者登録を行う

オンライン資格確認 病院における受付の動線事例 初診（健康保険証を用いた受付の場合）

初診（新規患者）の場合

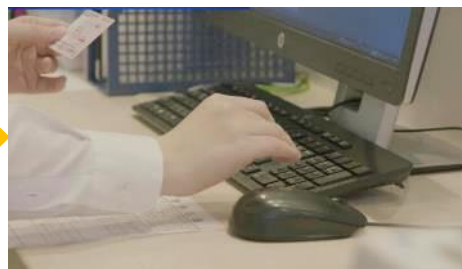
※記載している受付の流れはあくまで参考例です。ご利用のシステム・受付の流れに沿って自施設での運用をご検討ください。

入口のサインや看板等により
新患受付窓口へ患者を誘導



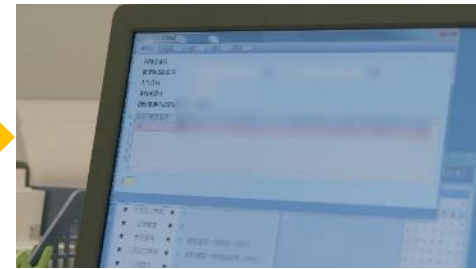
1 健康保険証・診療申込書等の受取

- 新患受付窓口にて、患者より健康保険証と診療申込書等を受け取る



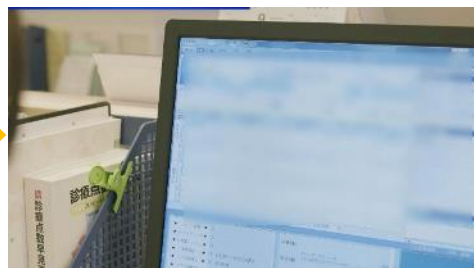
2 既存の患者登録がないか確認

- レセプトコンピュータにて過去に登録がないかを確認
- 既存の登録が無い場合は、3へ進む
※既存の登録がある場合は、「再診（健康保険証を用いた受付の場合）」の3（P.6）へ進む



3 券面情報を入力し、資格確認

- 患者の健康保険証の保険者番号・被保険者証記号・番号・生年月日の情報を入力、資格情報を照会



4 患者情報の登録

- 資格が有効な場合は、患者登録画面を開き、取得した資格情報を診療申込書等とあわせて確認し、患者登録を行う



5 健康保険証の返却

- 患者へ健康保険証を返却する

オンライン資格確認 病院における受付の動線事例 再診（マイナンバーカードを用いた受付の場合）

再診（再来患者）の場合

※記載している受付の流れはあくまで参考例です。ご利用のシステム・受付の流れに沿って自施設での運用をご検討ください。

入口のサインや看板等により
再来受付機へ患者を誘導



1 再来受付機で受付

- 再来受付機にて診察券等で受付を行う
- 再来受付機の画面案内等から顔認証付きカードリーダーへ誘導する



2 顔認証付きカードリーダーで本人確認

- 患者が顔認証付きカードリーダーで本人確認を行う
※特定健診情報・薬剤情報・限度額適用認定証等情報提供に係る同意確認も実施



3 資格情報の確認・登録（更新）

- レセプトコンピュータ上で顔認証付きカードリーダーでの資格確認結果から該当患者を選択
- 資格確認結果詳細を確認し、変更内容に応じて資格情報を登録

オンライン資格確認 病院における受付の動線事例 再診（健康保険証を用いた受付の場合）

再診（再来患者）の場合

※記載している受付の流れはあくまで参考例です。ご利用のシステム・受付の流れに沿って自施設での運用をご検討ください。

入口のサインや看板等により
再来受付機へ患者を誘導



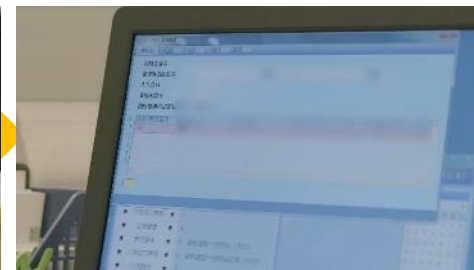
1 再来受付機で受付

- 再来受付機にて診察券等で受付を行う



2 健康保険証の受取

- 保険資格の確認が必要な患者からは健康保険証を受け取る



3 券面情報を入力し、資格確認

- 患者の健康保険証の保険者番号・被保険者証記号・番号・生年月日の情報を入力、資格情報を照会
- 資格が確認できない場合はその場で患者に確認を行う



4 資格情報の取得・登録

- 資格情報を取得し、取得した資格情報の登録を行う（前回から保険資格・患者情報に差異が無い場合は、資格確認日を更新）



健康保険証を返却

- 患者へ健康保険証を返却する

(参考) 資格確認結果で「無効」や「該当資格なし」と表示された場合の対応

- 「有効資格なし」となった場合、資格の状態に応じて対処方法を参考にご対応ください。

資格確認結果のケースと対処方法例

※表示の例は、レセコンにより異なりますので、各医療機関で実際の表示をご確認下さい。

資格確認結果	表示の例	資格の状態	医療機関での対処方法
「無効（資格喪失）」 の場合	「現在無効の保険です」 「資格喪失」 「資格が無効でした」	マイナンバーカード、健康保険証情報による資格確認で、直近で資格を喪失している場合は、「無効」の旨が表示されます。 その時点の資格もしくは照会した資格情報は喪失していますが、新しい保険者のデータ登録が間に合っていないことにより、最新の資格情報がある場合もあります。 ※健康保険証情報による資格確認の場合、照会した資格が喪失していることとなります。	<ul style="list-style-type: none"> 新資格の健康保険証、又は、保険者の証明書が提示されない場合は、医療機関の判断により健康保険証を忘れた際の取り扱いとする。
照会した資格は喪失しているが、新しい資格がある場合	「現在無効の保険です。新しい保険があるので確認してください」 「無効（新しい資格あり）」	健康保険証情報による資格確認で、照会した資格が無効でも、オンライン資格確認等システム上でその時点で有効な資格が存在する場合には、「無効（新しい資格あり）」というように表示されます。 照会した資格情報は喪失していますが、最新の資格情報がある状態です。	<ul style="list-style-type: none"> 新資格の健康保険証、又は、保険者の証明書を提示された場合は、患者の自己負担分（3割分等）を受領してください。 新資格の健康保険証、又は、保険者の証明書が提示されない場合は、医療機関の判断により健康保険証を忘れた際の取り扱いとしてください。
「該当資格なし」 の場合	「該当する保険がありません」 「該当資格なし」	健康保険証情報による資格確認では、 照会情報の入力誤り や 新しい保険者のデータ登録が間に合っていない 、 個人番号が未登録 などの理由により、「該当資格なし」の旨が表示されます。 マイナンバーカードによる資格確認では、ごく一部において保険者による登録が遅れていることにより「該当資格なし」の旨が表示されます。	<ul style="list-style-type: none"> 入力誤りが無いことをご確認下さい。 健康保険証、又は、保険者の証明書を提示してもらい、患者の自己負担分（3割分等）を受領してください。 患者の所有する健康保険証等に記載された資格情報、その健康保険証等の交付年月日等を確認してください。